

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南相馬市の人口は 55,376 人（令和 6 年度末）となっており、年齢 3 区分別としては、年少人口が 8.6%、生産年齢人口が 53.4%、高齢人口が 38%となっている。特に東日本大震災以降、生産年齢人口の減少が顕著であり、今後、就業人口も減少していくことが見込まれている。

産業については、就業者数が第 3 次産業、第 2 次産業、第 1 次産業の順となっており、第 3 次産業は増加しているものの、第 1 次産業、第 2 次産業はともに減少傾向にある。

中小企業者の実態としては、人手不足、後継者不足等の問題、所有している設備の老朽化問題とさまざまな課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、重要な課題である。

(2) 目標

南相馬市は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することにより、中小企業者の事業拡大や雇用創出を実現するため、先端設備等の導入を促し、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

南相馬市は、本計画を策定し、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

南相馬市は、農林水産業、製造業、サービス業等の多様な産業が、経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

南相馬市の産業は、駅周辺、沿岸部、山間部と広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

南相馬市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、中小企業者の行う取組は、市内外の同業種、別業種との連携や、市町村の枠を超え、海外市場を見据えた連携および自動化の促進、IT導入による業務の効率化など多様であることから、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月27日～令和9年6月26日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業の行う取組が、人員削減を目的とする場合には認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済の発展に寄与するため、先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業の行う取組が、公序良俗に反する場合には認定の対象としない。
- ③ 反社会的勢力との関係が認められる中小企業については、認定の対象としない。